

資料編

1. 能美市国民保護協議会条例

平成 18 年 3 月 13 日
条例第 3 号

(目的)

第 1 条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成 16 年法律第 112 号)第 40 条第 8 項の規定に基づき、能美市国民保護協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(委員及び専門委員)

第 2 条 協議会の委員の定数は 20 人以内とする。

2 専門委員を置く場合、専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長の職務代理)

第 3 条 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 4 条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事)

第 5 条 協議会に、幹事 25 人以内を置くことができる。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、市長が任命する。

3 幹事は、協議会の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

(部会)

第 6 条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(雑則)

第 7 条 前各条に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

2. 能美市国民保護対策本部及び能美市緊急対処事態対策本部条例

平成 18 年 3 月 13 日

条例第 4 号

(目的)

第 1 条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成 16 年法律第 112 号。以下「法」という。)第 31 条及び法第 183 条において準用する法第 31 条の規定に基づき、能美市における国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 国民保護対策本部長(以下「本部長」という。)は、国民保護対策本部の事務を総括する。

2 国民保護対策副本部長(以下「副本部長」という。)は、本部長を助け、国民保護対策本部の事務を整理する。

3 国民保護対策本部員(以下「本部員」という。)は、本部長の命を受け、国民保護対策本部の事務に従事する。

4 国民保護対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、市の職員のうちから、市長が任命する。

(会議)

第 3 条 本部長は、国民保護対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、国民保護対策本部の会議(以下、この条において「会議」という。)を招集する。

2 本部長は、法第 28 条第 6 項の規定に基づき、国の職員その他市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第 4 条 本部長は、必要と認めるときは、国民保護対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地対策本部)

第 5 条 国民保護現地対策本部に国民保護現地対策本部長、国民保護現地対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

2 国民保護現地対策本部長は、国民保護現地対策本部の事務を掌理する。

(雑則)

第 6 条 前各条に定めるもののほか、国民保護対策本部に関し必要な事項は本部長が定める。

(準用)

第7条 第2条から前条までの規定は、緊急対処事態対策本部について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第2条第1項	国民保護対策本部長	緊急対処事態対策本部長
第2条第1項から第4項まで、第3条第1項、第4条第1項及び第6条	国民保護対策本部	緊急対処事態対策本部
第2条第2項	国民保護対策副本部長	緊急対処事態対策副本部長
第2条第3項	国民保護対策本部員	緊急対処事態対策本部員
第3条第2項	法第28条第6項	法第183条において準用する法第28条第6項

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

3. 関係機関連絡先（県警察含む）

機関名	電話番号	所在地	FAX 番号	備考
能美市対策本部	58-2201	能美市来丸町 1110	58-2290	危機管理課
根上分室	58-2270	能美市大成町又 118	55-8530	教育総務課
寺井分室	58-2250	能美市寺井町た 35	58-2298	土木課
消防本部	58-6320	能美市寺井町ク 9-1	58-6299	
寺井消防署	58-6320	能美市寺井町ク 9-1	58-6299	
根上分署	55-0077	能美市浜町カ 175	55-0077	
辰口分署	51-6119	能美市来丸町 1111	51-6219	
石川県危機対策課	(076) 225-1482	金沢市鞍月 1-1	(076) 225-1484	
石川県警察本部（警備本部警備課）	(076) 225-0110	金沢市鞍月 1-1	(076) 225-0233	
能美警察署（警備課）	57-0110	能美市三道山町チ 28	57-2894	
金沢河川国道事務所	(076) 264-8800	金沢市西念 4-23-5	(076) 233-9612	
小松空港事務所	24-0828	小松市浮柳町ヨ 21	22-4632	
陸上自衛隊金沢駐屯地	(076) 241-2171	金沢市野田町 1-8		
南加賀土木総合事務所	21-3333	小松市白江町リ 61-1	21-7080	
南加賀農林総合事務所	23-1707	小松市園町ハ 108-1	23-1207	
南加賀保健福祉センター	22-0793	小松市園町又 48	22-0805	
金沢地方気象台	(076) 260-1463	金沢市西念 3-4-1	(076) 260-1464	
能美市立病院	55-0560	能美市大浜町ノ 85	55-0815	
能美市美化センター	51-2471	能美市坪野町リ 1-1	51-5029	
西日本電信電話㈱ 金沢支店（災害対策室）	(076) 253-8270	金沢市鳴和町 1-2	(076) 253-0990	
北陸電力㈱小松支店	21-1983	小松市栄町 25-1	21-9142	

4. 災害時における近隣市町との相互応援協定締結一覧表

協定の名称	市町名	締結年月日
石川県内市災害時相互応援協定	金沢市 七尾市 小松市 輪島市 珠洲市 加賀市 羽咋市 白山市 かほく市 能美市 野々市市	平成17年8月24日 平成24年1月25日
南加賀3市1町災害時相互応援協定	小松市 加賀市 能美市 川北町	平成17年11月1日
小松市・能美市消防相互応援協定	小松市 能美市	平成29年4月1日
能美市・川北町消防相互応援協定	小松市 能美市	平成29年4月1日
白山市・能美市消防相互応援協定	小松市 能美市	平成29年10月1日
能美市・白山野々市広域事務組合消防相互応援協定	小松市 能美市	平成29年10月1日

5. 備蓄品リスト

令和3年1月31日現在

種類	品名	個数	単位	種類	品名	個数	単位
食料品	7年保存レトルト食品	1,200	食	救助用品	救急セット	92	個
	アルファ米	26,172	食		スコップ	96	本
	カンパン	2,477	缶		つるはし	10	本
	コッペパン	1,200	食		手斧	8	丁
	フリーズドライごはん	649	食		投光器	37	台
	栄養補助食品	7,670	食		二連梯子	5	台
	保存水	13,606	L		担架	18	台
避難所用品	カーテンパーテーション	50	セット		一輪車	6	台
	避難所用パーテーション	268	個		リヤカー	6	台
	プライベートルーム	117	個		ブルーシート	130	枚
	ダンボールベッド	500	台		ガソリン携行缶	34	個
	ダンボールベッド間仕切り	300	個		懐中電灯	330	個
	断熱マット	4,430	枚		救助用工具	※	
	毛布	6,077	枚		資機材	※	
	ストーブ	77	台		土のう袋	2,000	枚
	扇風機	169	台	トイレ用品	トイレ用ペーパー	1,716	個
	ラジオ	60	個		仮設トイレ	24	基
	発電機	70	台		簡易トイレ	171	台
	ポータブル電源	91	個		簡易トイレ用テント	98	張
	モバイルバッテリー	81	個		使い捨てトイレ袋	27,600	セット
	ドラムリール	170	個	介護用品	介護用オムツ	2,236	枚
	浄水器	6	台		介護用プラスチック手袋	16,000	セット
食品容器等	8,945	個	体拭き濡れタオル		9,360	枚	
台車	3	台	大人用おしり拭き		6,720	枚	
衛生用品	※		大人用オムツ		770	枚	
生理用品	※		大人用パンツ	304	枚		
防疫資機材	マスク	510,960	枚	ガーゼハンカチ	400	枚	
	感染症対策ゴーグル	1,011	個	乳幼児用品	新生児用ミルク	17	kg
	感染症対策手袋	1,500	セット		乳幼児用おしり拭き	7,680	枚
	防護服	365	着		乳幼児用オムツ	2,960	枚
	使い捨てビニール手袋	1,600	セット		乳幼児用パンツ	960	枚
	使い捨て不織布クロス	4,800	枚		ベビーフード	180	食
	手指消毒液	190	L		哺乳瓶	48	個
	消毒用品	44	個				
	非接触型体温計	138	個				
	感染症対策テント	3	張				

※ … 詳細な品名および数量は省略

6. 避難実施要領（例）

避難実施要領（例）	
	石川県 A 市長 △月△日△時現在
1 避難の経路、避難の手段その他避難の方法 A市における住民の避難は、次の方法で行うものとする。	
(1) A市のA1地区の住民は、B市のB1地区にあるB市立B1高校体育館を避難先として、△日△時を目途に住民の避難を開始する。	
【避難経路及び避難手段】	
○ 避難の手段（バス・鉄道・船舶・その他）	
バスの場合：A市A1地区の住民は、A市立A1小学校グラウンドに集合する。その際、△日△時を目途に、できるだけ自治会、町内会、事業所等の単位で行動すること。集合後は、△△バス会社の用意したバスにより、国道△号線を利用して、B市立B1高校体育館に避難する。	
鉄道の場合：A市A1地区の住民は、△△鉄道□□線AA駅前広場に集合する。その際△日△時△分を目途に、できるだけ自治会、町内会、事業所等の単位で行動し、AA駅までの経路としては、できるだけ国道△号線又はAA通りを使用すること。集合後は、△日△時△分発B市B1駅行きの電車で避難する。B市B1駅到着後は、B市職員及びA市職員の誘導に従って、主に徒歩でB市立B1高校体育館に避難する。	
船舶の場合：A市1地区の住民は、A市A港に、△日△時△分を目途に集合する。その際、△日△時△分を目途に、できるだけ自治会、町内会、事業所等の単位で行動すること。集合後は、△日△時△分発B市B1港行きの、△△汽船が所有するフェリー△△号に乗船する。 (・・・以下略・・・)	
(2) A市A2地区の住民は、B市B2地区にあるB市立B2中学校を避難先として、△日△時△分を目途に住民の避難を開始する。 (・・・以下略・・・)	
2 避難住民の誘導の実施方法	
(1) 職員の役割分担 避難住民の避難誘導が円滑に行えるよう、以下に示す要員及びその責任者等について、市職員等の割り振りを行う。 ○住民への周知要員、○避難誘導要員、○市対策本部要員、○現地連絡要員、○避難所運営要員、○水、食料等支援要員 等	
(2) 残留者の確認 市で指定した避難の実施時間の後、すみやかに、避難を指示した地区に残留者がいないか確認する。(時間的余裕がある場合は、各世帯に声をかける。)	
(3) 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者に対する避難誘導 誘導に当たっては、傷病者、障害者、高齢者、幼児等を優先的に避難誘導する。また、自主防災組織や自治会など地域住民にも、福祉関係者との連携の下、市職員等の行う避難誘導の実施への協力を要請する。	
3 その他避難の実施に関し必要な事項	
(1) 携行品は、数日分の飲料水や食料品、生活用品、救急医薬品、ラジオ、懐中電灯等、必要なものを入れた非常持出品だけとし、身軽に動けるようにする。	
(2) 服装は、身軽で動きやすいものとし、帽子や頭巾で頭を保護し、靴は底の丈夫な履きなれた運動靴を履くようにする。	
(3) 避難誘導から離脱してしまった場合などの、緊急時の連絡先は以下のとおりとする。 A市対策本部 担当 □山△男 電話 07◇-◇52-◇◇53 (内線 ◇◇◇◇)、電話 090-◇◇52-◇◇53 FAX 07◇-◇52-◇◇54 (・・・以下略・・・)	